

○大府市農地集積補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の生産性の向上及び作業効率化を図ることを目的に、農地の集約化を進めた担い手に対し、予算の範囲内で交付する大府市農地集積補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大府市人・農地プランに位置付けられている中心経営体又は中心経営体となる見込みがある者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農地を集約する際に実施した畦畔除去及びそれに伴う整地とする。

(補助対象農地)

第4条 補助金の交付の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項の農地中間管理権又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農地利用集積計画に基づいた利用権（以下「利用権」という。）を設定し、交付対象者が営農する次の各号のいずれにも該当する農地とする。

- (1) 大府市人・農地プランで畦畔除去などの支援により営農の効率化を図る地区に位置付けられている集落内に所在する農地であること。
- (2) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）に所在する農地であること。
- (3) 交付対象者とその配偶者、世帯員又は2親等の親族との間で利用権が設定された農地でないこと。
- (4) 交付対象者が、その事業に常時従事し、又は理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役の職務を行う農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が所有する農地でないこと。
- (5) 交付対象者が法人であって、その構成員が所有する農地でないこと。
- (6) 過去に補助金の交付を受けた農地でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、集約化した農地の面積10アール当たり20,000円に、集約後の補助対象農地の面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大府市農地集積補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象農地の現況写真及び位置図
- (2) 補助対象事業の内容を確認できる書類
- (3) 中間管理権又は利用権が設定されていることが分かる書類
- (4) 畦畔除去に関する地権者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対して規則に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(決定内容の変更)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、速やかに、大府市農地集積補助金交付決定内容変更(中止・廃止)申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、かつ、補助金の額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

(決定内容の変更承認)

第9条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、補助事業者に対して規則に定める補助金等交付変更決定通知書により通知するものとする。

(状況報告及び立入検査等)

第10条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市農地集積補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し(施工を委託した場合)
- (2) 補助対象事業完了後の補助対象農地の写真

(補助金の額の決定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、大府市農地集積補助金請求書(第4号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、大府市農地集積補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第1項第2号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、前項の規定による申請をしようとするときには、申請の内容を記載した書面に、当該補助対象事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(証拠書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。